

第1号様式

行政課題研修計画書

2026年（令和8年）2月9日

逗子市長

所属長 総務部長

次のとおり行政課題研修を計画します。

日 時	場 所	講義科目及び講師	内 容
別紙のとおり	別紙のとおり	情報公開・情報開示に関する事例研究について 逗子市情報公開審査委員 逗子市個人情報保護委員 大関 亮子 氏 山辺 直義 氏 松田 道佐 氏	・情報公開制度と個人情報保護制度の概要 ・情報公開制度と個人情報保護制度の比較 ・事例検討  受講対象者 副主幹から主事級職員及び受講希望者

(別紙)

令和7年度 総務部行政課題研修「情報公開・情報開示に関する事例研究」計画

- 1 研修趣旨 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する職員の認識を深めるため
- 2 開催日時及び場所  
第1回 令和8年3月6日(金) 10:00~11:45 市庁舎5階第4会議室  
第2回 令和8年3月10日(火) 10:00~11:45 市庁舎5階第4会議室  
第3回 令和8年3月11日(水) 10:00~11:45 市庁舎5階第4会議室
- 3 講師 逗子市情報公開審査委員・逗子市個人情報保護委員 大 関 亮 子 氏  
同 山 辺 直 義 氏  
同 松 田 道 佐 氏
- 4 研修対象者 副主幹から主事級職員及び受講希望者  
計24名程度(3回×8名)
- 5 研修内容等
  - ・情報公開制度と個人情報保護制度の概要
  - ・情報公開制度と個人情報保護制度の比較
  - ・事例検討
- 6 講師謝礼金 なし  
研修日を委員の当番日に合わせ、また、委員の本来業務に支障が出ない範囲で実施するため。
- 7 その他  
委員の本来業務である不服・相談等の処理に当たる必要がある場合は、研修を中止又は延期する。

2026年（令和8年）2月12日

各課かい長

総務部長

総務部行政課題研修「情報公開・情報開示に関する事例研究」の開催について（通知）

日常業務の中で情報公開制度及び個人情報保護制度に関する認識を深めていただくため、次のとおり研修を開催いたします。つきましては、副主幹から主事級職員の出席についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

本研修では、情報公開制度及び個人情報保護制度について概要を学び、比較することで理解をより深めていただく内容とします。また、事例を用いて活発な意見を交わしながら進めていく研修としたいと考えています。

なお、冒頭にて情報公開課職員により「情報公開請求の手順」についてご説明いたします。10分程度の簡単な説明ではございますが、改めて一連の手順を確認したい方、情報公開請求の対応をしたことがない方はこの機会にご確認いただくと幸いです。

受講を希望される方は、以下の場所にある予約用ファイルにて申し込みをしてください。

○情報公開課Pフォルダ

P:¥1200 公開-総務部¥1242 公開-情報公開課¥行政課題研修予約用ファイル

申し込み期限：令和8年2月27日（金）

- 日時、場所（全3回開催。各回の講義内容は同じです。）
  - 第1回 3月6日（金）10：00～11：45 市庁舎5階第4会議室
  - 第2回 3月10日（火）10：00～11：45 市庁舎5階第4会議室
  - 第3回 3月11日（水）10：00～11：45 市庁舎5階第4会議室
- 対象者 副主幹から主事級職員（一般職給料表(1)6～2級職員） 24名程度  
（その他、受講希望の方はご相談ください。）
- 研修内容  
情報公開制度及び個人情報保護制度の概要説明と比較を行い、事例を交え検討する。
- 講師 大関 亮子氏（弁護士、逗子市情報公開審査委員・逗子市個人情報保護委員）  
山辺 直義氏（同）  
松田 道佐氏（同）
- その他  
講義形式ではなく、少人数（各回8名程度）での対話形式での開催を予定しています。  
委員の業務の対応状況により開催日時等が変更になる場合があります。

【事務担当】情報公開課 加藤

内線 355

第2号様式

行政課題研修報告書

2026年（令和8年）3月10日

逗子市長

所属長 総務部長

次のとおり報告します。

日時	場所	講義科目及び講師	内容	受講者数
令和8年3月 6、10日 午前10時～ 午前11時45分 (3月11日は 受講者がい なかったため 中止。)	市役所5階 第4会議室	情報公開・情報開示に関 する事例研究について  逗子市情報公開審査委員 逗子市個人情報保護委員 大関 亮子 氏 山辺 直義 氏	・情報公開制度と個 人情報保護制度の概 要 ・情報公開制度と個 人情報保護制度の比 較 ・事例検討  受講対象者 副主幹から主事級職 員（一般職給料表(1) 6～2級職員）及び 受講希望者	6名

# 令和7年度行政課題研修「情報公開・情報開示の事例研究」

## 次第

令和8年3月6日（金）

10:00～11:45

逗子市役所5階 第4会議室

- 1 情報公開制度・個人情報保護制度の概要
- 2 情報公開制度・個人情報保護制度の比較
- 3 情報開示の事例検討
- 4 質疑応答

### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 制度の概要
- ・ 情報公開制度・個人情報保護制度の比較
- ・ 設例
- ・ 【別紙1】第1号様式 情報公開請求書
- ・ 【別紙2】第4号様式 情報一部公開決定通知書
- ・ 逗子ストーカー事件について
- ・ 情報公開請求の手順

### 各自用意するもの

- ・ PC
- ガルーン>ファイル管理>総務部>情報公開課>ハンドブック（情報公開・個人情報保護）>10\_情報公開ハンドブック
- ガルーン>ファイル管理>総務部>情報公開課>ハンドブック（情報公開・個人情報保護）>20\_個人情報保護ハンドブック

事務担当 総務部情報公開課

# 令和7年度行政課題研修「情報公開・情報開示の事例研究」

## 次第

令和8年3月10日（火）

10:00～11:45

逗子市役所5階 第4会議室

- 1 情報公開制度・個人情報保護制度の概要
- 2 情報公開制度・個人情報保護制度の比較
- 3 情報開示の事例検討
- 4 質疑応答

### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 制度の概要
- ・ 情報公開制度・個人情報保護制度の比較
- ・ 設例
- ・ 【別紙1】第1号様式 情報公開請求書
- ・ 【別紙2】第4号様式 情報一部公開決定通知書
- ・ 逗子ストーカー事件について
- ・ 情報公開請求の手順

### 各自用意するもの

- ・ PC
- キャビネット>情報公開課>10\_ハンドブック（情報公開・個人情報保護）>10 情報公開ハンドブック
- キャビネット>情報公開課>10\_ハンドブック（情報公開・個人情報保護）>20（新）個人情報保護ハンドブック  
を開いておくこと。

事務担当 総務部情報公開課

## 制度の概要

### 第1 情報公開制度（以下、第1で引用する条文は逗子市情報公開条例の条文）

#### 1 情報の公開を請求する権利（第4条）

「何人も」 未成年者、外国人も請求可能

#### 2 情報の公開義務

##### (1) 原則公開（第5条第1項）

##### (2) 例外

- ① 非公開
- ② 不存在
- ③ 存否応答拒否

##### (3) 非公開とすることができる情報（第5条第2項）

- ①個人に関する情報
- ②法人情報
- ③市が実施する事務又は事務事業のうち、
  - ア 意思決定過程情報
  - イ 市の機関等における協力関係維持情報
  - ウ 事務・事業の実施に関する情報
  - エ 犯罪誘発情報
- ④ 法令秘情報

##### (4) 公益的理由による裁量的公開（第7条）

##### (5) 存否応答拒否（第8条）

「公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものを公開することとなるとき」

#### 3 部分公開（第6条）

公開請求に係る情報に第5条第2項各号のいずれかに該当する事項とそれ以外の事項とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、該当する部分を除いて公開しなければならない。

#### 4 一定期間経過後の情報の公表（第6条の2）

次の理由で非公開とした情報について、一定期間経過後に見直し公表するための規定

##### (1) 個人情報（第5条第2項第1号）該当部分

非公開とされた年度の翌年度から起算し、20年経過後に当該情報を1年間公表。

20年後でも公表できない情報は、50年を経過するまで、10年ごとに公表の可否を見直す。

##### (2) 法人情報、行政運営情報、法令秘情報（第5条第2項第2号～第4号）該当部分

非公開とされた年度の翌年度から起算し、20年経過後に当該情報を1年間公表。

#### 5 非公開にあたっての理由付記

非公開にあたっては、その理由を併せて文書により通知しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該文書の記載自体から理解され得るものでなければならない。（第10条第3項）

- ・文書の記載内容自体から客観的に理解できるよう具体的にわかりやすく記載する（口頭説明では足りない）。
- ・非公開とする根拠規定及び理由とあわせて公開しない部分がどのようなものであるかが請求者にとって明確に認識できるようその概要を記載する。

#### 理由付記の意義

「（非開示理由の付記が規定されているのは）非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」  
（最高裁判所平成4年12月10日判決）

理由付記の要件をみたさなければ、処分取消しとなる。

#### 6 公開請求の手続き（第9条）

- (1) 窓口請求
- (2) その他の方法 郵便、FAX、インターネット  
→インターネット公開は要領に基づき運用中
- (3) 請求にあたっての注意事項  
請求対象の特定のための聴き取り  
他の制度（保有個人情報開示制度など）の方が適切ではないか  
存否応答拒否情報を示さない

#### 7 公開するかどうかの決定（第10条）

公開請求があった日の翌日から起算して6日以内  
延長は23日以内。延長について文書通知を行わなければならない。

#### 8 第三者情報に関する扱い（第11条）

- (1) 第三者に対し「請求に係る情報の内容その他実施機関が定める事項を通知し、意見書を提出する機会を与える」ことができる。
- (2) 第三者が意見書を提出した場合、  
公開決定の日と公開を実施する日との間に、少なくとも2週間をおく。  
第三者への通知


#### 9 情報公開審査委員（第15条） \*現在は弁護士3名

非公開決定等に係る不服や相談を直接受け処理する簡易迅速な独任制の救済機関


- (1) 理由があると認めるときは、受付けた日の翌日から起算して29日以内に勧告
- (2) 勧告の必要がないと判断した場合、又は重要案件の場合は3人で合議
- (3) 調査権（インカメラ審査、情報保管場所への立ち入りが可能）
- (4) 不存在の場合、必要と認めるときは新たな文書作成等の意見を述べる事が可能
- (5) 情報公開や公表等に関する苦情・相談に応じ、実施機関に対し助言

## 第2 個人情報保護制度(以下、第2で引用する条文は、「法」とあるのは「個人情報の保護に関する法律」、「条例」とあるのは「逗子市個人情報の保護に関する条例」の条文)

### 1 開示等請求の概要

開示請求(法第76条～)  マニュアルp. 4

訂正請求(法第90条～)  マニュアルp. 20

利用停止請求(利用の停止、消去、提供の停止)(法第98条～)  マニュアルp. 20

### 2 請求権の主体

#### (1) 本人(当該個人情報から識別される者)(法第76条第1項)

##### ア 請求主体は本人

開示請求できるのは「本人」。

→ 「本人」とは、当該個人情報から識別される特定個人(法第2条第4項)

→ 誰でも請求できる情報公開請求とは異なる。

##### イ 本人確認が必須

当該個人情報から識別される本人＝請求者

##### ウ 必要書類(法第77条第2項、政令第22条) マニュアルp. 5～7(まとめp. 10～11)

#### (2) 代理人(法第76条第2項)

##### ア 代理人による開示等請求

##### イ 代理人の種類(法定代理と任意代理)

①法定代理:代理権の発生が法で定められている代理。

(例)未成年者の親権者(※ 父母の共同行使不要 宇賀逐条 P535)

成年被後見人の成年後見人

②任意代理:代理権が本人から(本人の意思に基づき)授与される代理

##### ウ 代理人の場合の本人確認

①「本人」について代理権の存在

② 当該代理権を有する代理人と請求者の一致

##### エ 必要書類 マニュアルp. 7

##### オ 未成年者や成年被後見人は、自ら請求主体になれないか?

請求内容及び効果について弁識できる能力あれば可能。

### 3 補正の求め(法第77条第3項) マニュアルp. 4

形式上の不備について、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されない場合は、不開示決定を行うこととなります。

形式上の不備の例

- ・ 保有個人情報の特定がされていない場合
- ・ 本人確認書類の不備

補正の参考となる情報を提供する努力義務

補正に要した日数は、開示決定等の期限の日数に参入しない(法第83条第1項但し書き)

### 4 開示義務と不開示情報 マニュアルp. 12～16

#### (1) 原則開示義務(法第78条第1項)

同条2項で1項の読み替えがあり。条例で不開示情報等を創設可能

#### (2) 但し、以下の不開示情報

##### 1号 請求者の生命健康

請求者の生命、健康、生活、又は財産を害するおそれがある情報

(この「請求者」は代理人による請求の場合、「本人」を指す)

## 2号 請求者以外の「個人に関する情報」

請求者以外の「個人に関する情報」(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、

① 氏名等の記述により特定個人が識別できるもの(他の情報と照合することにより特定個人が識別できることとなるものを含む)

※ 「容易性」は要求されていない(法第2条第1項第1号参照)


② 個人識別符号が含まれるもの

③ 請求者以外の特定個人を識別できないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(例外)

イ 法令等により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報

ハ 公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分  マニュアルp. 13

## 3号 法人情報

イ 開示により当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供を受けたものであって、法人等の通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除く

## 4号 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

「行政機関の長」と定め、「行政機関の長等」ではない(法第63条参照)。

地方公共団体の場合には適用がない不開示情報。

行政機関の長に移送して、その判断に委ねることが想定されている。

但し、移送するまでもない情報は7号イ該当性の問題。

## 5号 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

市区町村の地方公共団体への適用なし。

移送が想定されている。

但し、移送するまでもない情報は7号ロ該当性の問題。

## 6号 審議、検討、協議に関する情報

## 7号 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ等

ロ 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験等の事務

ニ 契約、交渉、争訟に関わる事務

ホ 調査研究に係る事務

ヘ 人事管理に関わる事務

ト 独立行政法人等の事務

5 部分開示（法第 79 条）

(1) 部分開示

不開示部分と容易に区分ができる場合

不開示部分を除いた部分について開示しなければならない。

(2) 請求者以外の「個人に関する情報」の場合

原則 「個人に関する情報」全部が不開示情報

例外 特定個人を識別することができる記述を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき

6 裁量的開示（法第 80 条）

個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる場合

7 存否応答拒否（法第 81 条）

「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

8 開示請求に対する措置(法第 82 条)

開示又は不開示の決定、通知

行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するため、処分の理由を示す必要がある(行政手続法第8条)。

9 開示決定の期限(法第 83 条)

原則 開示請求があった日から 30 日以内

例外 延長は 30 日以内

特例 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量の場合（法第 84 条）

法第 108 条 条例で必要な規定を定めることを妨げない


(条例第4条)  マニュアル p. 11

原則 開示請求があった日の翌日から6日以内

例外 延長は 23 日以内

特例 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量の場合(条例第5条)  マニュアル p. 12

10 事案の移送（法第 85 条）

11 第三者の意見（法第 86 条）  マニュアル p. 16～17

(1) 任意的意見聴取(同条第 1 項)

第三者の情報が含まれているときは、

当該情報等を通知し、


意見書の提出する機会を与えることができる。

(2) 必要的意見聴取(同条第 2 項)

① 法第 78 条第 1 項第 2 号ロ(個人に関する情報+生命健康生活財産の保護のため)

法第 78 条第 1 項第 3 号但書(法人情報+生命健康生活財産の保護のため)

② 裁量的開示

12 死者に関する情報  マニュアル p. 25～27

13 個人情報保護委員（条例第 12 条）

情報公開審査委員参照（情報公開審査委員を兼務）

情報公開制度・個人情報保護制度の比較

	情報公開条例における 情報公開請求権 (引用条文は逗子市情報公開条例の条文)	個人情報の保護に関する法律における 保有個人情報開示請求権 (引用条文は個人情報の保護に関する法律の条文) (逗子市個人情報の保護に関する条例は「条例」)
権利の性質	情報の公開を請求する権利 (第4条)	個人情報開示請求権 (第76条) 本人の請求権の保障
請求権者	「何人も」(第4条) 未成年者、外国人も請求可能	本人 (第2条第4項)
代理請求	代理請求可 (公開時の閲覧等については、公開決定通知書の提示によっても可)	代理請求可 (法定代理人、任意代理人) (第76条第2項)
原則	原則公開 (第5条第1項) 情報の公開義務	原則開示 (第78条柱書) 開示義務
例外	非公開とすることができる情報 (第5条第2項)	不開示情報 (第78条各号)
		本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (1号)
	個人に関する情報 (1号) 次に掲げるものを除く	請求者以外の個人に関する情報 (2号) 次に掲げるものを除く
	何人でも法令の定めにより閲覧できるもの (ア)	法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 (イ)
	本人が公表を希望又は同意 (イ)	
	公表することを目的として作成、取得 (ウ)	
	公務員の氏名、職、職務遂行の内容 (エ)	公務員の職、職務遂行の内容 (ハ)
	人の生命、身体、健康、財産、生活、地位を保護するため必要 (オ)	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要 (ロ)
	法人情報 (2号) 競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれると認められるもの	法人情報 (3号) イ 開示により当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供をうけたものであって、法人等の通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、

		当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除く
	意思決定過程情報（3号ア） 公正又は適正な意思決定を著しく妨げるもの	審議、検討、協議に関する情報（6号） 率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれ
	事務・事業の実施に関する情報（3号ウ）	事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（7号）
	市の機関等との間における協力関係維持情報（3号イ）	イ 国の安全が害されるおそれ等 ロ 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験等の事務 ニ 契約、交渉、争訟に関わる事務 ホ 調査研究に係る事務 ヘ 人事管理に関わる事務 ト 独立行政法人等の事務
	犯罪誘発情報（3号エ）	
	法令秘情報（4号）	
		※国の安全が害されるおそれ等（4号）
		※公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（5号）
<b>理由付記</b>	非公開の理由付記（第10条第3項）	行政手続法第8条
<b>期間の経過等による公開の期日の明示</b>	非公開情報について公開を拒む理由がなくなる期日 実施機関が保有していなかった情報を保有することとなる期日 （第6条第2項、第10条第4項）	
<b>部分公開（開示）</b>	容易にかつ公開請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるとき	容易に区分できる場合（第79条第1項） 個人に関する情報の場合の例外（同条第2項）
<b>不存在</b>	不存在	不存在
<b>裁量的公開</b>	公益的理由による裁量的公開（第7条） 公益上特に必要があると認めるとき	裁量的開示（第80条） 個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる場合

存否応答拒否	公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものを公開することとなる時（第8条）	当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時（第81条）
一定期間経過後の公表	一定期間経過後の情報の公表（第6条の2）	
手続	公開請求の手続き（第9条）	開示請求の手続（第77条）
	（1）窓口請求 （2）その他の方法 郵便等	（1）窓口請求 （2）その他の方法 郵便
	インターネット公開は要領に基づき運用中	
	（3）請求受付にあたっての注意事項 ・請求対象の特定のための聴き取り ・他の制度（保有個人情報開示制度など）の方が適切ではないか ・存否応答拒否情報を示さない	本人確認（第77条第2項）
公開（開示）するかどうかの決定	請求があった日の翌日から起算して6日以内に決定 延長は23日以内。延長について文書通知を行わなければならない。（第10条）	請求があった日の翌日から起算して6日以内に決定 延長は23日以内（条例第4条） 著しく大量な場合の特例（条例第5条）
第三者情報に関する扱い	（1）第三者に対し「請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知し、意見書を提出する機会を与える」ことができる。（第11条第1項） （2）第三者が反対意見を提出した場合、公開決定の日と公開を実施する日との間に、少なくとも2週間をおく。 第三者への通知（第11条第2項）	（1）任意的意見聴取（第86条第1項） 第三者の情報が含まれているときは、当該情報等を通知し、意見書の提出する機会を与えることができる。 （2）必要的意見聴取（同条第2項） ①個人に関する情報+生命健康生活財産の保護のため（第78条第1項第2号ロ） 法人情報+生命健康生活財産の保護のため（第78条第1項第3号但書） ②裁量的開示
不服の申立て	（1）情報公開審査委員（第15条）	（1）個人情報保護委員（条例第12条）
	非公開決定等に係る不服や相談を直接受け付ける簡易迅速な独任制の救済機関 *現在は弁護士3名	不開示決定等に係る不服や相談を直接受け付ける簡易迅速な独任制の救済機関 *情報公開審査委員を兼務
	（2）行政不服審査 （3）訴訟	（2）行政不服審査 （3）訴訟

# 個人情報保護法における言葉の整理（個人情報とは？）

## 個人に関する情報

（ある個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す**全ての情報**）  
死者の個人に関する情報を含む。一部ではなく、全ての情報。

## 個人情報（法2条1項）

（生存する**個人に関する情報**で、+ 特定の個人を識別できるもの（1号）  
+ 個人識別符号が含まれるもの（2号））

## 保有個人情報（法60条1項）

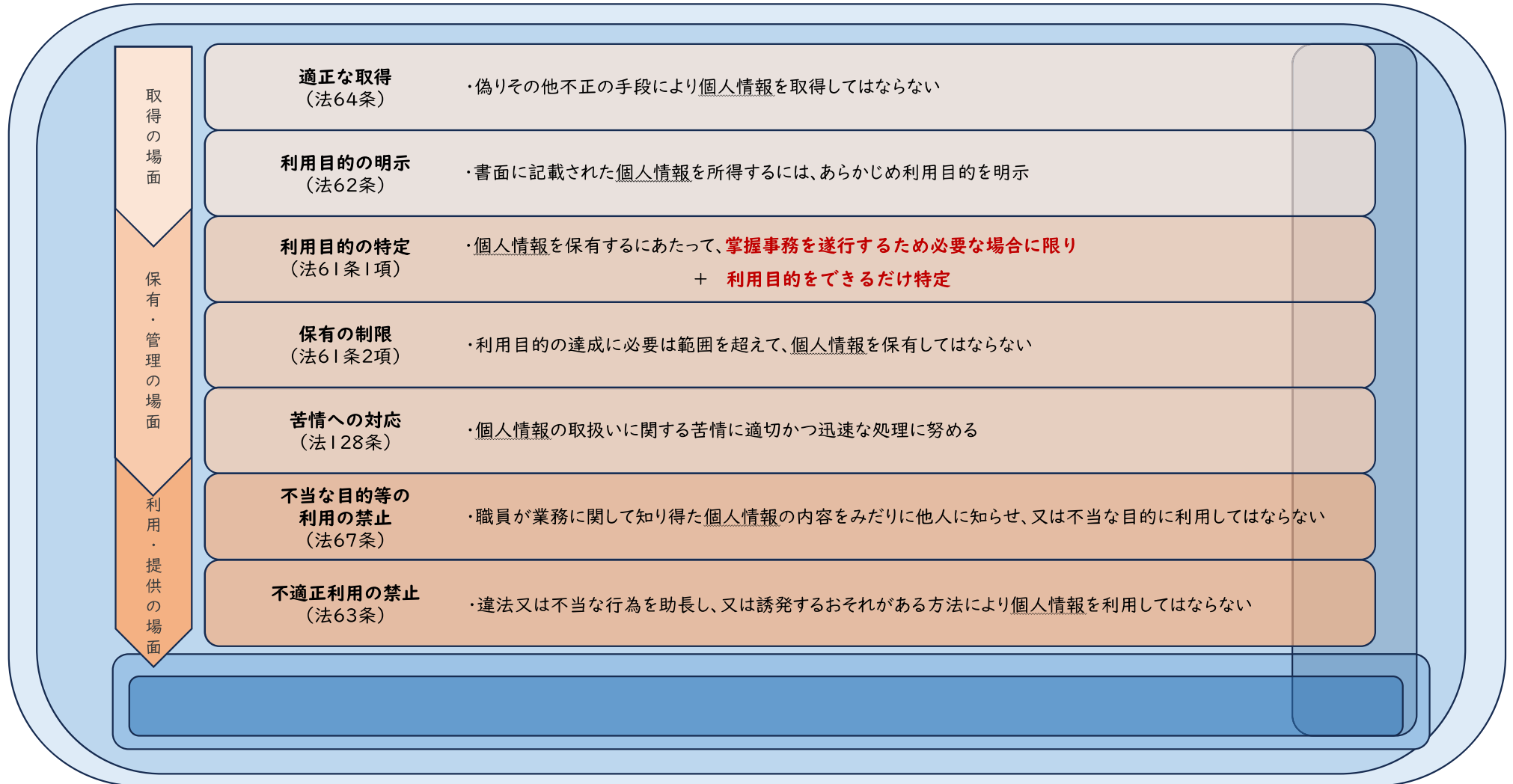
（職務上作成又は取得した**個人情報**  
+ 組織的に利用するものとして保有）  
+ 行政文書等に記録されているものに限る

## 個人情報ファイル（法60条2項）

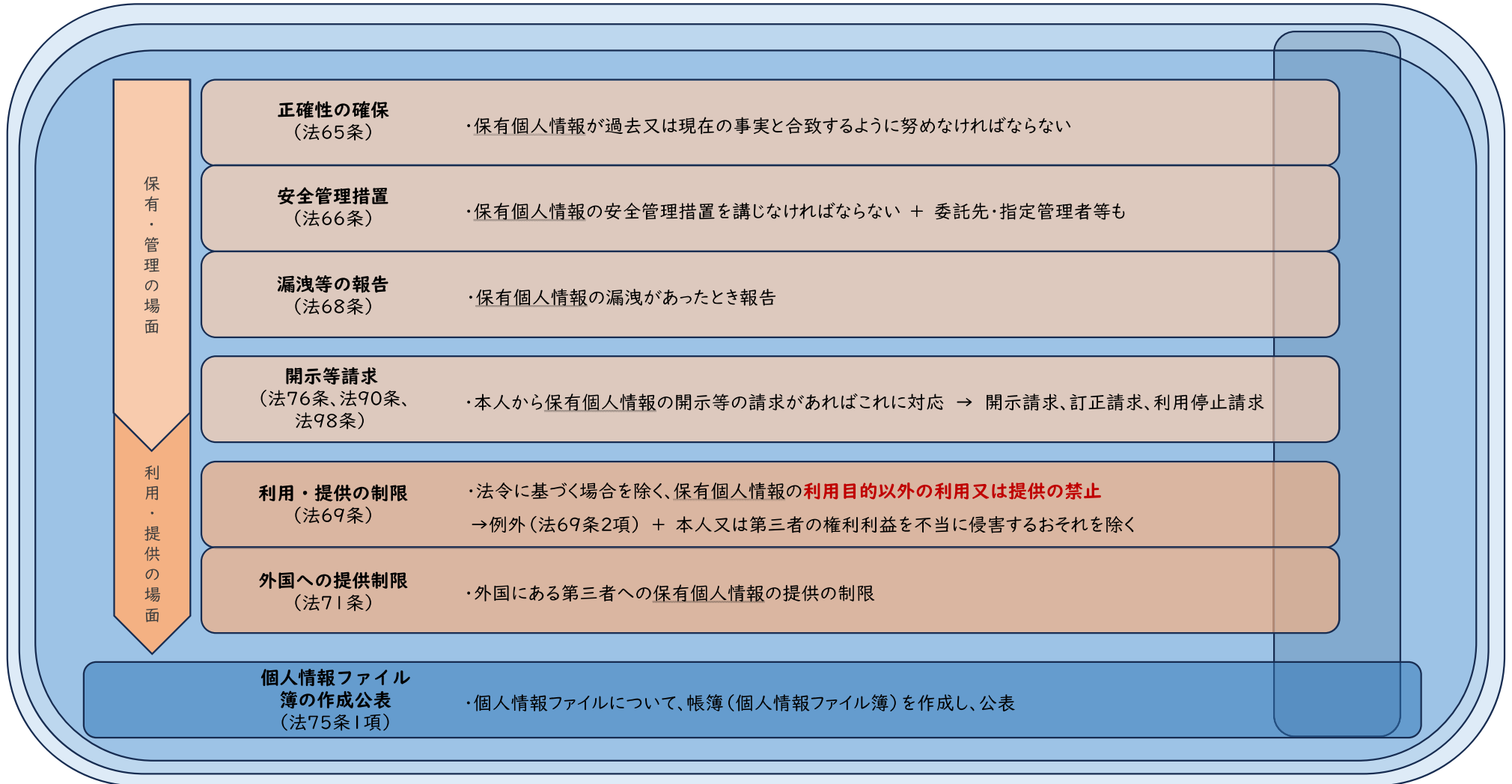
（**保有個人情報**を含む情報の集合物+容易に検索できる体系的に構成  
（電算機又はマニュアル処理）したもの）

要配慮個人情報  
（+ 条例要配慮個人情報）

# 個人情報(法2条1項)の取扱いにおける規律



# 保有個人情報（法60条1項）の取扱いにおける規律



## <設例>

Aさんから、毎年駅前で開催される〇〇夏祭りに関して、市と住民とで意見交換がされたときの情報が欲しいとの相談があった。

今年度は、令和7年5月△日に、市と商店街代表、町内会代表との間で、夏祭り開催について意見交換会が実施されていた。そして、この意見交換会に関しては議事録が作成されており、その議事録には以下の文書が添付されていた。

ア 出店予定箇所がわかる商店街の図面

イ 夏祭り担当者の分担表（町内会が作成した書面）

ウ 〇〇夏祭りの警備計画書（具体的な警備計画が書かれた書面）

エ 市に届いた夏祭り実施の中心人物「豆子しずお」に対する告発文書（告発内容は夏祭りと関係ないもの。Aの署名捺印がある。）

情報を求めたAさんは、告発文書を書いた本人であり、令和7年3月〇日付で市に告発文書を送っていた。また、Aさんは、意見交換会に傍聴者として参加しており、その際に、市に告発文書を出したこと及びその告発の内容について発言していた。

（小問1）Aさんは以下のような内容で情報公開請求をした。

「令和7年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録及びその添付書類の一式」・・・別紙1「情報公開請求書」参照

これに対し、市は、下記「請求に対する市の対応」のとおり判断して、対応した。

(1)「公開する文書の特定」及び「公開非公開の判断」に問題はあるか。

※応用問題【1】【2】

(2)「公開することのできない部分の概要及び理由」欄の記載にどのような問題があるか。

(請求に対する市の対応)

市は以下のとおり公開・非公開の判断をした。

・議事録は会議の概要と会議出席者の発言要旨が記載されているのみで、傍聴者である A さんの発言については記載がなかったため、非公開情報がないとして公開することとした。

・添付文書アについては、非公開情報がないとして公開することとした。

・添付文書イについては、個人が特定される名前を含む記載がある箇所をマスキングし、公開することとした

・添付文書ウについては、警備上問題が生じる可能性があることから非公開扱いすることとした。

・添付文書エについては、議事録に記載がなく、意見交換会の資料ではないため、対象文書ではないと判断した。

そして、以下のような内容で情報一部公開決定をし、「公開することができない部分の概要及び理由」欄には以下のとおり記載した。

「夏祭り担当者の分担表には、担当者の氏名が記載されており、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当するため。その余は、公共の安全に支障が生じる情報が記載されており、条例第5条第2項第3号エに該当するため」。・・・別紙2「情報一部公開決定通知書」参照

対象文書	公開・非公開の判断	非公開とした根拠	公開することができない部分の概要及び理由欄の記載内容
議事録	全部公開	-	<p>夏祭り担当者の分担表には、担当者の氏名が記載されており、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当するため。</p> <p>その余は、公共の安全に支障が生じる情報が記載されており、条例第5条第2項第3号工に該当するため。</p>
ア 出店予定箇所が分かる商店街の図面	全部公開	-	
イ 夏祭り担当者の分担表（町内会が作成した書面）	一部公開	条例第5条第2項第1号	
ウ ○○夏祭りの警備計画書（具体的な警備計画が書かれた書面）	非公開	条例第5条第2項第3号工	
エ 市に届いた夏祭り実施の中心人物に対する告発文書（告発内容は夏祭りとは関係ないもの。Aの署名捺印がある。）	対象外	-	

(3) 公開された議事録を見たAさんから、「私の発言が載っていない。もっと詳しい議事録はないか。」と言われたため、再度調査したところ、職員が議事録作成のために録音したデータが存在することが判明した。

当該録音データについて情報公開請求がされた場合（または、「令和7年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録に係る一切」と情報公開請求された場合）、その録音データは公開すべきか。

#### ※応用問題

##### 【1】

仮に、本件情報公開請求において、工の文書の告発の対象者が、「逗子しずお」ではなく、「逗子しずお魚店」という個人企業であり（株式会社などのいわゆる法人ではない）、文書に記載された内容も「逗子しずお魚店」に関するものだった場合、工の文書の公開・非公開の判断およびその根拠はどうか。

##### 【2】

- ① 誰かが、（本件のような「一式」という請求内容ではなくピンポイントで）、「逗子しずおについて市に提出された告発文書」について情報公開請求をしてきたら、どう対応するか。
- ② では、仮に、告発の対象者が「逗子しずお」ではなく、「逗子しずお魚店」という個人企業だったとして、誰かが、「逗子しずお魚店について市に提出された告発文書」について情報公開請求をしてきたら、どう対応するか。

(小問2) Aさんが、「自分(A)が令和7年3月〇日付で送った告発文書が市に届いているはずなので、その告発文書における自分(A)の情報について開示請求したい」として、保有個人情報の開示請求をした。

(1) 告発文書には、告発対象者である夏祭り実施の中心人物「逗子しずお」の個人情報も記載されている。どのような開示が考えられるか。

※応用問題【3】

(時間があれば、検討してみてください)

(2) Aさんが、「令和7年5月△日に開催された〇〇夏祭りについての意見交換会があったから、そこでの自分(A)に関する情報について開示請求をしたい」として、保有個人情報の開示請求をした場合、どのような開示が考えられるか。

議事録には以下の文書が添付されている。

ア 出店予定箇所がわかる商店街の図面

イ 夏祭り担当者の分担表(町内会が作成した書面)

ウ 〇〇夏祭りの警備計画書(具体的な警備計画が書かれた書面)

エ 市に届いた夏祭り実施の中心人物「逗子しずお」に対する告発文書(告発内容は夏祭りと関係ないもの。Aの署名捺印がある。)

※応用問題

【3】 仮に、本件保有個人情報の開示請求において、告発文書に書かれている告発の対象者が、「逗子しずお」ではなく、「逗子しずお魚店」という個人企業であり、告発文書に記載された内容も「逗子しずお魚店」の事業に関する内容だったら、どのように考えるか。

※発展問題

逗子市では、防犯カメラ映像や(令和7年11月15日から)市役所庁舎との電話における通話録音も保有している。

これらに対する保有個人情報の開示請求がされた場合はどのような対応になるか。

また、情報公開請求がされた場合はどのような対応となるか。そもそも情報公開請求の対象になるのか。

<設例>

Aさんから、毎年駅前で開催される〇〇夏祭りに関して、市と住民とで意見交換がされたときの情報が欲しいとの相談があった。

今年度は、令和7年5月△日に、市と商店街代表、町内会代表との間で、夏祭り開催について意見交換会が実施されていた。そして、この意見交換会に関しては議事録が作成されており、その議事録には以下の文書が添付されていた。

ア 出店予定箇所がわかる商店街の図面

イ 夏祭り担当者の分担表（町内会が作成した書面）

ウ 〇〇夏祭りの警備計画書（具体的な警備計画が書かれた書面）

エ 市に届いた夏祭り実施の中心人物「逗子しずお」に対する告発文書（告発内容は夏祭りとは関係ないもの。Aの署名捺印がある）

情報を求めたAさんは、告発文書を書いた本人であり、令和7年3月〇日付で市に告発文書を送っていた。また、Aさんは、意見交換会に傍聴者として参加しており、その際に、市に告発文書を出したこと及びその告発の内容について発言していた。

<小問1> Aさんは以下のような内容で情報公開請求をした。

「令和7年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録及びその添付書類の一式」……別紙1「情報公開請求書」参照

これに対し、市は、下記「請求に対する市の対応」のとおり判断して、対応した。

(1)「公開する文書の特定」及び「公開非公開の判断」に問題はあるか。

※応用問題【1】【2】

(2)「公開することのできない部分の概要及び理由」欄の記載にどのような問題があるか。

（請求に対する市の対応）

市は以下のとおり公開・非公開の判断をした。

・議事録は会議の概要と会議出席者の発言要旨が記載されていた。なお、傍聴者であるAさんの発言については記載がなかった。非公開情報がないとして公開することとした。

・添付文書アについては、非公開情報がないとして公開することとした。

・添付文書イについては、個人が特定される名前を含む記載がある箇所をマスキングし、公開することとした。

・添付文書ウについては、警備上問題が生じる可能性があることから非公開扱いすることとした。

・添付文書エについては、議事録に記載がなく、意見交換会の資料ではないため、対象文書ではないと判断した。

そして、以下のような内容で情報一部公開決定をし、「公開することができない部分の概要及び理由」欄には以下のとおり記載した。

「夏祭り担当者の分担表には、担当者の氏名が記載されており、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当するため。その余は、公共安全に支障が生じる情報が記載されており、条例第5条第2項第3号エに該当するため」。……別紙2「情報一部公開決定通知書」参照

対象文書	公開・非公開の判断	非公開とした根拠	公開することができない部分の概要及び理由欄の記載内容
議事録	全部公開	-	夏祭り担当者の分担表には、担当者の氏名が記載されており、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当するため。 その余は、公共の安全に支障が生じる情報が記載されており、条例第5条第2項第3号エに該当するため。
ア出店予定箇所が分かる商店街の図面	全部公開	-	
イ夏祭り担当者の分担表（町内会が作成した書面）	一部公開	条例第5条第2項第1号	
ウ〇〇夏祭りの警備計画書（具体的な警備計画が書かれた書面）	非公開	条例第5条第2項第3号エ	
エ市に届いた夏祭り実施の中心人物に対する告発文書（告発内容は夏祭りと関係ないもの。Aの署名捺印がある。）	対象外	-	

<解説>

小問1（1）対象文書の特定及び公開・非公開の判断について

1 「公開する文書の特定」の問題

エを対象文書ではないと判断してしまったこと。

エの告発文書は、議事録に記載がなく、また、〇〇夏祭りとは関係のない事項である。しかし、情報公開請求書に記載された対象情報には、「〇〇夏祭りに関する」という限定は付されていない。

情報公開請求書には、「議事録及びその添付書類の一切」と記載されており、エが議事録の添付書類になっている以上、議事録に記載がなくても、請求対象文書として取り扱うべき。

→対象文書は、議事録、ア、イ、ウ、エの5つの一連の文書

2 「公開非公開の判断」の問題

①議事録 →非公開情報が記録されていない。

- ②添付資料ア →非公開情報が記録されていない。
- ③添付文書イ →担当者の氏名が一部記載されており、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当するため一部公開。

なお、公表されることを目的として文書が取得されているようであれば非公開情報の例外に該当する(条例第5条第2項第1号ウ)ことから、全部公開することも考えられる。

- ④添付文書ウ →〇〇夏祭りの具体的な警備計画が記載されており、公開することにより、犯罪の発生を予防することが困難になることから、条例第5条第2項第3号エに該当する情報が記録されていることから非公開とすることができる。

- ⑤添付文書エ →告発文書には、告発者 A の署名押印があり、告発対象者である夏祭り実施の中心人物「逗子しずお」の個人に関する情報が記載されており、特定の個人が識別されるもの(条例第5条第2項1号)である。条例第5条第2項1号ア乃至オの例外に該当もしていないのであれば、条例第5条第2項1号に該当する非公開情報として、非公開決定をすることになると思われる。

なお、請求者が A であり、本人 A からの情報公開請求であることから、A 個人に関する情報の部分だけを開示して、部分開示(条例第6条第1項)とすることについては、情報公開条例に基づく情報公開請求が、「何人も」(条例第4条)行政情報の公開を請求できることとし行政機関が市民に対する説明責任を果たすことによって、市民参加を促し、公正で開かれた市政の実現を目的とする仕組みであることから、請求者が誰であっても同じ情報が開示されることになり、非公開となる情報についても同様に、開示請求者が誰であっても同じ情報が非公開になる。開示請求をする本人についての情報であっても個人が識別できる情報は「個人に関する情報」となるため公開することができないことになる。

A が情報公開請求をした意図は、自分の告発が市に届いているのか確認する意図があったかもしれない。そもそも告発文書が〇〇夏祭りに関係する内容でなければ、議事録の添付書類にすること自体が不必要な個人情報保有することになるので、告発文書の管理とは別に、議事録の添付資料とするべきではなかったと思われる。

#### ※応用問題

- 【1】仮に、本件情報公開請求において、エの文書の告発の対象者が、「逗子しずお」ではなく、「逗子しずお魚店」という個人企業であり(株式会社などのいわゆる法人ではない)、文書に記載された内容も「逗子しずお魚店」に関するものだった場合、エ

の文書の公開・非公開の判断およびその根拠はどうか。

➡返子しずお魚店という個人企業に関する情報→5条1号本文→検討すべき条例の条文は5条2号

➡非公開情報にあたるのか？→返子しずお魚店の「事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれる」→非公開

※検討すべき条文(号)、非公開の理由が変わってくる。☆ハンドブック68

【2】① 誰かが、(本件のような「一式」という請求内容ではなくピンポイントで)、「返子しずおについて市に提出された告発文書」について情報公開請求をしてきたら、どう対応するか？

➡存否応答拒否。あると答えただけで「返子しずおが告発された」事実がわかってしまうから。

➡情報公開請求してきたのが、返子しずおさんだった場合も同様の対応(存否応答拒否)。  
☆ハンドブック96

② では、仮に、告発の対象者が「返子しずお」ではなく、「返子しずお魚店」という個人企業だったとして、誰かが、「返子しずお魚店について市に提出された告発文書」について情報公開請求をしてきたら、どう対応するか。

➡弊害は①と同じように思える。①同様に、「そのような情報があるかないか自体、お答えすることはできかねます」という対応(存否応答拒否)はできるか？

➡できない。8条は「個人に関する情報」のみで、法人情報は対象にならないから。

<解説>

小問1(2) 公開することができない部分の概要及び理由欄の記載内容について

1 「公開することができない部分の概要及び理由」欄の記載の問題

開示することができない部分(非公開情報)が特定されていない。

「その余は」という記載で、非公開情報が特定されるのであれば問題ないが、設例の「・・・に関する議事録及びその添付書類の一式」というように、請求対象が包括的で抽象的な場合(多くの場合、請求者は、対象文書を明確に特定することができないため、包括的かつ抽象的な請求とならざるを得ない)、そもそも請求対象文書が明確ではないため、「その余」という記載では何が非公開とされたのかが請求者にわからない。後述する3の理由付記の要件を満たすためにも対象文書を明らかにすることが必要。

よって、請求対象文書として、添付書類のアからエが対象となること、そのうちのウ、エを非公開とすることを明確にすべきである。

なお、対象文書名を明らかにするにあたっては、文書名をそのまま明らかにすることで、その文書において保護すべき利益が侵害されるおそれもあるので、そのまま文書名

を開示するかどうかを検討し、記載の仕方を工夫する場合もある。今回は問題ない。

## 2 ウを全部非公開情報として記載する方法

条例第 10 条第 3 項において、「公開しないとする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該文書の記載から理解され得るものでなければならない」と規定されている。条例の文言を引き写しただけでは、「当該規定を適用する根拠」がわからないため、設例の記載は適切ではない。

条例の規定の元となる、理由付記の意義については、最高裁判所平成 4 年 12 月 10 日判決で示されている。理由付記の要件を満たさなければ、処分取り消しとなることから、理由付記については、文書の記載内容自体から客観的に理解できるように具体的にわかりやすく記載すべきである。

対象文書名の「〇〇夏祭りの警備計画書」を明らかにするだけでは、警備に支障が生じるとはいえないので、非公開情報の対象文書名として「〇〇夏祭りの警備計画書」を明らかにしたうえで、「〇〇夏祭りの具体的な警備計画が記載されており、公開することにより、犯罪の発生を予防することが困難になることから、条例第 5 条第 2 項第 3 号エに該当する」などと記載することが考えられる。

(3) 公開された議事録を見た A さんから、「私の発言が載っていない。もっと詳しい議事録はないか。」と言われたため、再度調査したところ、職員が議事録作成のために録音したデータが存在することが判明した。当該録音データの情報公開請求をされた場合（または、「令和 7 年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録に関係する一切」と情報公開請求された場合）、その録音データは公開すべきか。

<解説>

小問 1 (3) について

### 1 録音データも情報公開の対象になる。

情報公開の対象となる「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書に記録され、当該実施機関が現に保存又は保管しているもの（条例第 3 条第 1 項）である。

録音データについては、議事録作成のためのメモ的な位置づけ、補完的な役割に過ぎないという考え方もあったが、実施機関において管理しているものである限り、公開の対象であるという判断がされた（最高裁判所平成 16 年 11 月 18 日判決）以降、もはやメモ、備忘録的なものという理由だけで情報公開対象外という考え方はとれない。

録音データが、「実施機関が現に保存又は保管しているもの」、つまり実施機関によって情報が公的に支配されている状態にあるか判断する必要がある。行政文書に該当するか、組織共用性があるかを判断することになる。

録音データをもとに議事録を作成することを想定して、市として録音し、その後管理さ

れていたとすれば、十分組織共有性が認められる。

もっとも、あくまでも担当者が備忘録的に、補完的に録音したデータで、市として管理保管がされていないものであった場合は、組織共有性までは認められない余地がある。

(市が保有するボイスレコーダーで録音していたような事情であると、市として管理がされていないので、組織共有性がないという主張は厳しいところがあるが)

ただ、現在残っているのであれば、情報公開制度の趣旨を鑑み、その判断については慎重にすべきかと思われる。仮に、不存在決定をするのであれば、「情報が存在しない理由」には、理由付記の要件を満たすため、法的解釈により、条例第3条第1項の「情報」に該当しないため、不存在決定を行ったことが理解できるように記載する必要がある。

なお、情報不存在の場合も、開示をしない旨の決定通知書(不開示)を出すことになる。

## 2 どのように公開したらよいか

仮に公開の対象となった場合、原則公開(条例第5条1項)であるが、「情報」(条例第3条第1項)に非公開とすることができる情報が含まれていないか検討する必要がある。

具体的には、個人に関する情報(条例第5条第2項1号)かどうか、個人に関する情報の例外(条例第5条第2項1号ア乃至オ)に該当しないか(公務員等であれば、エに該当しないか)、法人情報(条例第5条第2項2号)が含まれていないか、市が実施する事業であれば、意思決定過程情報(条例第5条第3号ア)や事業に関する情報(条例第5条第3号ウ)が含まれていないかなどが検討される。なお、会議が非公開の場合であっても、録音データを一律に全部非公開とするのではなく、録音データに記録された情報について個別具体的に検討し判断する必要がある。

発言等については個人を識別できる情報が多数含まれ、それを合理的に分離することが困難であれば、条例第5条第2項1号柱書に該当し、非公開情報になると思われる。

もっとも、近年では技術的に非公開情報を分離し、部分公開(条例第6条第1項)することも可能と思われる。

意見交換会(会議)の前後の雑談部分も録音されているときもあり得る。その場合は、会議ではない部分を分離して公開することも考えられるところ、今回のAの発言は、傍聴人としての不規則発言だとした場合、そもそもAの発言部分が意見交換会(会議)に含まれるのかという点も気になるが、特定の個人が識別されるもの(条例第5条第2項1号)であり、条例第5条第2項1号ア乃至オの例外に該当もしていないので、条例第5条第2項1号に該当する非公開情報となると思われる。

(小問2) Aさんが、「自分(A)が令和7年3月〇日付で送った告発文書が市に届いているはずなので、その告発文書における自分(A)の情報について開示請求したい」として、保有個人情報の開示請求をした。

(1) 告発文書には、告発対象者である夏祭り実施の中心人物「豆子しずお」の個人情報も記載されている。どのような開示が考えられるか。

※応用問題【3】

(時間があれば、検討してみてください)

(2) Aさんが、「令和7年5月△日に開催された〇〇夏祭りについての意見交換会があったから、そこでの自分(A)に関する情報について開示請求をしたい」として、保有個人情報の開示請求をした場合、どのような開示が考えられるか。

議事録には以下の文書が添付されている。

ア 出店予定箇所がわかる商店街の図面

イ 夏祭り担当者の分担表(町内会が作成した書面)

ウ 〇〇夏祭りの警備計画書(具体的な警備計画が書かれた書面)

エ 市に届いた夏祭り実施の中心人物「豆子しずお」に対する告発文書(告発内容は夏祭りと関係ないもの。Aの署名捺印がある。)

<解説>

小問2(1)について

1 市が保有するAが書いた告発文書を特定して、Aが保有個人情報の開示請求した場合については、告発対象者に関する情報の部分は、請求者以外の個人に関する情報(法第78条第1項2号)となる。

2 そうすると、つぎに不開示情報の例外(法第78条第1項2号イ乃至ハ)に該当するかどうか判断することになる。法第78条第1項2号イに該当するか。そもそもAが告発文書の作成者であり、その内容については、「慣行として知ることができる」(法第78条第1項2号イ)に該当して、不開示にする必要がないとして開示する、若しくは、そのような「慣行」はないとして、Aの署名捺印以外は、不開示情報に該当すると判断することになると思われる。

なお、告発対象が個人名ではなく、法人名や屋号(個人事業主)の場合には、法人情報(法第78条第1項3号イ乃至ロ)の該当性を検討することになる。=応用問題【3】

※応用問題

【3】仮に、本件保有個人情報の開示請求において、告発文書に書かれている告発の対象者が、「豆子しずお」ではなく、「豆子しずお魚店」という個人企業であり、告発文書に記載された内容も「豆子しずお魚店」の事業に関する内容だったら、どのように考

えるか。

→法第 78 条第 1 項 2 号ではなく 3 号を検討。

→同号イか口にあたる場合は不開示→あたらない→開示

※検討すべき条文（号）、非公開の理由が変わってくる。

- 3 仮に、告発文書そのものを情報公開請求した場合は、A 自身の情報も、個人に関する情報（条例第 5 条第 2 号 1 号。ただし書きに該当しない）に該当してしまうので、文書全体が非公開情報（非公開情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときには、部分公開（条例第 6 条第 1 項））になると思われる。小問 1（1）の 2⑤参照。

さらに、「〇〇（告発対象者）についての告発文書」のような情報公開請求があった場合、非公開情報が存在することを答えるだけで、特定の個人（〇〇（告発対象者））が識別され、又は識別されうるものを公開することになるので、存否応答拒否（条例第 8 条）になると思われる。小問 1 応用問題【2】①参照。

※ 時間がなければ小問 2（2）は省略、若しくは、A についての開示すべき保有個人情報とは何かを検討してもらう。

小問 2（2）について

- 1 A が傍聴人であるとする、議事録に A の名前や発言等の記載はないと思われる。議事録そのものに A の個人に関する情報の記載がないため、不存在。

なお、開示請求に対応するにあたっては、請求された保有個人情報を具体的に特定することが重要である。

本件では、議事録に A の名前等の記載がないことがわかった時点で、A の請求している保有個人情報とはどのようなものなのかを確認し特定するために、A に連絡をとる場合があり得る。A とのやりとりの中で、A から、例えば「〇〇夏祭りについての意見交換会を傍聴し、その中で告発文書について発言したことから、告発文書がちゃんと市に届いて認識されているのかを確認したいという趣旨で請求した」との説明があった場合には、開示請求の対象を、「A が令和 7 年 3 月〇日付けで市に送った告発文書」と変更されたらどうかと A に打診してみるとということもあり得ると思われる。

仮に、議事録に A の名前が記載されていた場合には、議事録について、A の個人に関する情報であって、A を識別することができ（「個人情報」（法第 2 条第 1 項 1 号））、職員が職務上作成した個人情報で、組織的に利用するものとして、行政機関が保管しているものとして、A の「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に該当するため、開示対象となる。

開示にあたっては、Aに係る「保有個人情報」に該当しない部分について、不開示情報（法第78条第1項各号）を開示しないように注意する必要がある。2号（請求者以外の個人に関する情報）に該当する部分は不開示情報となる。もっとも、意見交換会の出席者がそもそも知ることができる場合や、市職員においても、知ることが予定されている職員については、法第78条第1項2号ただし書きイに該当するとして不開示情報の例外となり、不開示情報とはならない。法人情報（法第78条3号イ乃至ロ。ただし書きにも該当しない）も不開示情報となる。

なお、情報不存在の場合も、開示をしない旨の決定通知書（不開示）を出すことになる。

## 2 議事録の添付文書も開示の対象なのか

開示請求の対象は、行政文書等に記録されている「保有個人情報」であり、開示請求の対象の特定は、行政文書等に記録されている「保有個人情報」単位で行うことになる。「保有個人情報」に該当する範囲については、行政文書等の性質や記録されている情報の内容等に応じて個別具体的に判断する必要がある。

一つにまとめられた行政文書等の一部分に開示請求者に係る保有個人情報が記載されているような場合に、開示請求者に係る保有個人情報に該当しない部分については開示する必要はないが、当該保有個人情報に該当しない部分を含めて開示する場合には、当該保有個人情報に該当する部分が明確になるようにする必要がある。また、当該保有個人情報に該当しない部分についても、不開示情報を開示することがないように留意する必要がある。

（個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）Q5-65-1）

添付文書が、開示請求の対象の行政文書の一部を構成しているのであれば、添付文書も行政文書として一体（一連の文書）と考えられるが、その対象文書のなかで、「保有個人情報」に該当する範囲を、行政文書等の性質や記録されている情報の内容等に応じて個別具体的に判断することになる。議事録に添付された告発文書にAの保有個人情報があるならば、その告発文書にあるAの保有個人情報だけを開示することになるが、その際には、添付文書である告発文書だけを不開示情報をマスキングして開示する、議事録の添付文書の一部として、不開示情報をマスキングして議事録と告発文書を開示する、若しくは、議事録と添付文書全体が一連の文書と捉え、不開示情報をマスキングして全体を開示する場合などが考えられる。

## 3 開示の可否について検討

添付文書のア、イ、ウの文書については、本人（A）の個人に関する情報は含まれておらず、開示対象外。

添付文書エの文書については、Aの署名捺印があり、Aの個人に関する情報があること

になるが、その開示範囲については、あくまでも行政文書等に記録されている「保有個人情報」の範囲となる。添付文書においても不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示請求の対応としては部分開示（法第79条）となる。

本人（A）の個人に関する情報は開示。告発対象者の個人に関する情報については、小問2（1）の2記載のとおり、法第78条第1項2号イに該当するかについては、そもそもAが告発文書の作成者であり、その内容については、「慣行として知ることができる」（法第78条第1項2号イ）に該当して、不開示にする必要がないとして開示する、若しくは、そのような「慣行」はないとして、Aの署名捺印以外は、不開示情報に該当すると判断することになると思われる。

#### 4 開示の方法

開示請求の対象の特定は、行政文書等に記録されている「保有個人情報」単位で行うことになる。必ずしも「行政文書等」単位とはならないが、今回の請求が、小問2（1）とは違い、「令和7年5月△日に開催された〇〇夏祭りについての意見交換会のAに関する記録書類」との件名であるので、告発文書を開示するだけでなく、議事録の添付文書の中に「保有個人情報」があることがわかるように開示する必要があると思われる。

具体的には、開示する保有個人情報として、「令和7年5月△日に開催された〇〇夏祭りについての意見交換会の議事録の添付資料となっている告発文書」とし、エの告発文書の開示可能な部分を開示することが考えられる。

（幹と枝の関係で、議事録の添付資料ということから、告発文書だけでなく、幹である議事録（開示可能な部分）も一緒に開示するという考え方もあるかもしれない）

なお、通常は、告発文書を議事録の添付資料とするようなことはないと思われるが、添付文書になっていたとしても、〇〇夏祭りについての意見交換会に関係する議事録や添付書類ア、イ、ウにAの保有個人情報がないため、文書の性質や記録されている情報の内容に応じた判断として、エが〇〇夏祭りについての意見交換会に関係ない文書であるから、開示請求に対して、そもそも不存在とする考え方もあるかもしれない。

ただ、請求者が議事録に告発文書が添付文書とされていることを知っていたような場合には事後に争いになることもあるので、その意味でも、請求者が開示請求している内容の確認、保有個人情報の特定が重要となる。

※発展問題は、研修でやるには時間がないので、実際検討することは想定していない。

ただし、防犯カメラや録音データについても開示対象となり、個人情報とは何かを考えてもらうことを目的に、こんな問題もありますということで紹介できたらする。

#### (発展問題)

逗子市では、防犯カメラ映像や市役所庁舎との電話における通話録音も保有している。これらに対する保有個人情報の開示請求がされた場合はどのような対応になるか。

また、情報公開請求がされた場合はどのような対応となるか。そもそも情報公開請求の対象になるのか。

#### 1 防犯カメラ映像や通話録音も情報公開請求や保有個人情報の開示請求の対象になる。

情報公開の対象となる「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書に記録され、当該実施機関が現に保存又は保管しているもの（条例第3条第1項）である。録音データと同じように、防犯カメラ映像や通話録音についても情報公開の対象となる。

保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した「個人情報」であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもので、行政文書等に記録されているものに限るとされています（法第60条第1項）。録音データと同じように、防犯カメラ映像や通話録音も保有個人情報の開示請求の対象となります。

#### 2 防犯カメラ映像について

映像の解像度から特定の個人がどうか識別できない場合については、特定の個人が識別されないことから、請求者の保有個人情報は保有していないことになる。

映像から特定の個人が識別できる場合については、不開示情報（法第78条第1項各号）が含まれていないか判断し、不開示情報が含まれているならば、不開示情報の例外に該当しないかを検討することになる。そして、不開示情報が含まれているとすれば、その不開示情報が容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示することになると思われる。

情報公開請求については、具体的には、個人に関する情報（条例第5条第2項1号）かどうか、個人に関する情報の例外（条例第5条第2項1号ア乃至オ）に該当しないか（公務員等であれば、エに該当しないか）、法人情報（条例第5条第2項2号）が含まれていないか、市が実施する事業であれば、意思決定過程情報（条例第5条第3号ア）や事業に関する情報（条例第5条第3号ウ）が含まれていないかなどが検討される。

情報公開請求をされた場合において、個人を識別できる情報が多数含まれ、それを合理的に分離することが困難であれば、条例第5条第2項1号柱書に該当し、全部非公開に

なると思われる。

なお、映像の解像度から特定の個人がどうか識別できない場合については、特定の個人が識別されないため、条例第5条第2項第1号柱書の個人に関する情報としての非公開情報には該当しないことになる。ただし、その場合であっても、防犯カメラについては、その内容を公開することにより、事務の円滑な執行に著しい支障を来し、公共安全及び秩序の維持に支障が生じる場合（条例第5条第2項3号エ）が考えられる。

今回の研修のテーマではないが、保有個人情報の第三者提供の話として、映像内容について、特定の個人が識別される場合は、プライバシー侵害のおそれがあることから、第三者（特に警察）から提供依頼があった場合、法令に基づくものであった場合であっても、その提供範囲を必要最小限にすることが必要となる。

### 3 通話録音について

まず、通話録音において名前を名乗っておらず、声色や会話内容からも特定の個人を識別できないような場合については、特定の個人が識別されないことから、請求者の保有個人情報は保有していないことになる。

（どのように特定の個人を識別するかについては議論があるところ）

特定の個人が識別されたとして、次に開示請求者の保有個人情報以外については、特定の個人に関する情報が識別されるもの、若しくは特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとして、不開示情報（法第78条第1項2号）に該当するのではないかとと思われる。

もっとも、市の職員が対応した部分については、法第78条第1項2号ただし書きハの公務員等の職務の遂行に係る情報に該当し、不開示情報の例外になると思われる。

ただし、市の事務に関する情報については、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第78条第1項7号）として不開示情報に該当することがあり得る。

通話録音については、情報公開請求がされたとしても、基本的には特定の個人が識別されるとなると全部非公開になるのではないかとと思われる。

### 4 通話録音については、運用が開始されたばかりであるが、情報公開請求や保有個人情報の開示請求の対象となるという意識を持つておくことが大切である。

第1号様式

## 情報公開請求書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

( 法人その他の団体にあつては、  
名称、所在地及び代表者の氏名 )

逗子市情報公開条例第9条の規定により、次のとおり請求します。

公開方法 該当する番号を○で 囲んでください。	1 閲覧    2 写しの交付 ( <input checked="" type="checkbox"/> 郵送等希望 )    3 視聴取		
請求に係る 情報の内容	「令和7年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録及びその添付書類の一式」		
	※主管部課名	※情報の処理年度	※ファイル名(簿冊名)
		年度	
備考			

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 ※の欄は、係員にご相談の上、記入してください。

## 情報一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

(請求書に記載された氏名) 様

(実施機関名) 印

年 月 日に公開請求のありました情報については、次のとおり公開します。ただし、当該情報には公開することができない部分の一部あることをご了承ください。

なお、この処分に対しては、逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起をすることができます。

請求に係る情報の内容	令和7年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録及びその添付書類の一式
閲覧等の日時及び場所	午前 午前 年 月 日 時から 時までの間に、 午後 午後 ( 市政情報広場 ) にお越しください。 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当までご連絡ください。
公開することができない部分の概要及び理由	夏祭り担当者の分担表には、担当者の氏名が記載されており、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当するため。その余は、公共安全に支障が生じる情報が記載されており、条例第5条第2項第3号エに該当するため。
期間経過後の公開のお知らせ	
事務担当	部 (事務局) 課 電話番号 内線

- 備考 1 情報の閲覧等の際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 情報の公開により得た情報は、逗子市情報公開条例第14条の規定により適正に用いることとなっています。
- 3 「期間経過後の公開のお知らせ」欄は、請求に係る情報を非公開とする理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(※裏面に続く)

※この処分に対する逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起について

- 1 この処分に不服がある場合には、逗子市情報公開審査委員に対して不服の申出ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

情報一部公開決定通知書	
第 年 月 日 号	
(請求書に記載された氏名) 様	
(実施機関名) 印	
年 月 日に公開請求のありました情報については、次のとおり公開します。ただし、当該情報には公開することができない部分の一部あることをご了承ください。	
なお、この処分に対しては、逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起をすることができます。	
請求に係る情報の内容	令和7年度の〇〇夏祭りに関して、現在まで行われた会議に関する議事録及びその添付書類の一式
閲覧等の日時及び場所	
公開することができない部分の概要及び理由	<p>〈公開することができない部分の概要〉</p> <p>①「夏祭り担当者の分担表」における、担当者の氏名。</p> <p>②「〇〇夏祭りの警備計画書」にかかる情報全部。</p> <p>③「令和7年3月〇日付告発文書」にかかる情報全部。</p> <p>〈理由〉</p> <p>①条例第5条第2項第1号に該当。 ：担当者の氏名は、個人に関する情報であり、当該情報を公開することにより、個人を識別できるため。</p> <p>②条例第5条第2項第3号エに該当。 ：〇〇夏祭りにおける具体的かつ詳細な警備計画が記載されており、当該情報を公開することにより、犯罪を誘発するおそれがある等、公共安全に支障が生じるため。</p> <p>③条例第5条第2項第1号に該当。 ：告発者の氏名、住所、被告発者の氏名や言動等にかかる情報が記載されており、当該情報を公開することにより個人を識別できるため。</p>
期間経過後の公開のお知らせ	
事務担当	部 (事務局) 課 電話番号 内線

- 備考 1 情報の閲覧等の際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 情報の公開により得た情報は、逗子市情報公開条例第14条の規定により適正に用いることとなっています。
- 3 「期間経過後の公開のお知らせ」欄は、請求に係る情報を非公開とする理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(※裏面に続く)

※この処分に対する逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起について

- 1 この処分に不服がある場合には、逗子市情報公開審査委員に対して不服の申出ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 逗子ストーカー事件について

### 逗子ストーカー事件とは

2012年（平成24年）11月6日、逗子市のアパートで、セミナーコーディネーターの女性が、元交際相手の男に刺殺され、男もその場で自殺した。男は事件前に大量のメールを送信していたが、当時のストーカー規制法では執拗なメール送信は「つきまとい」に当たらないとして摘発されず、事件をきっかけに法改正された。

女性の住所は、探偵業者を通じて発注を受けた調査会社経営の男が、女性の夫を装い電話をかけて逗子市役所から聞き出していた。調査会社経営の男には2015年（平成27年）に偽計業務妨害などの罪で有罪判決が言い渡されている。

2016年（平成28年）10月に、加害者側に女性の住所を漏らされてプライバシーを侵害されたとして、女性の夫が市に1千100万円の支払いを求め、横浜地裁横須賀支部へ提訴し、2018年（平成30年）1月に裁判所は、市側の過失を認め110万円の支払いを命ずる判決を下した。

市では、本件の情報漏洩を国家賠償法第1条第2項に規定する「重大な過失」に当たると判断し、情報漏洩した当時の納税課職員に対し、損害賠償に係る求償権の行使を決定し、3月に賠償金の納付があった。

### 情報セキュリティ対策強化について

情報セキュリティのさらなる強化を図るため、2013年（平成25年）11月18日に市長を本部長とする逗子市情報セキュリティ推進本部を設置し、情報資産の人的、物理的セキュリティ対策を強化するため、本部長から次の事項が指示された。

#### 1 情報セキュリティ対策基準等の改定

- (1) 生体認証等によるアクセス制御方式の導入を検討すること
- (2) 他人が認証した状態で情報システムを利用してはならないことなど

#### 2 個人情報保護強化対策マニュアルの策定

- (1) 情報セキュリティ推進本部内に個人情報保護強化対策策定部会を設置
- (2) 個人情報の不正取得抑止、外部流出の防止及び各所管の業務に合わせた個人情報の保護レベルの統一を図るため、「個人情報保護強化対策マニュアル」を策定
- (3) 2014年（平成26年）5月1日から電話や窓口業務で個人情報を取り扱う際のマニュアルとして運用を開始

#### 3 システム面での対応

- (1) ログイン認証を指の静脈による生体認証方式に変更

2014年（平成26年）8月から、パスワードによる認証方式から指の静脈による生体認証方式に変更した。

(2) 住基支援申出者を検索した場合の注意喚起画面の改修

従来は、赤文字で「住基支援申出」と画面上部に表示されていたが、対象者であることを見落すおそれがないよう、注意喚起のポップアップメッセージを画面全体で表示し、「住基支援申出」の表示も赤文字で点滅するよう画面の改修を行った。

4 研修の実施

(1) 個人情報保護及び情報セキュリティ等に関する研修の実施

5 その他情報セキュリティ対策の強化に関する研究

(1) 防犯カメラ等の導入の検討など

## 【 関連の事例 】

### 令和6年9月、川崎市の市税事務所による個人情報の漏えい事件

事件の概要：

令和6年1月5日、かわさき市税事務所で、川崎市職員が、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の対象者である被害者の勤務先従業員を名乗る人物から、被害者の市税に関する問合せを電話で受けた際、誤って被害者の住所の一部を漏えいしたため、被害者に損害を与えたもの。

損害賠償額：61万7,990円

漏えいの状況：

(東京新聞 令和6年8月27日朝刊13面より引用)

「職員は対象者の情報を外部に伝えてはいけないと認識していたが、電話の相手が地名を挙げながら被害者の住所を尋ね始めたため、電話を切らず、被害者の住む町名が挙げられた際、一瞬言葉に詰まってしまったことで、相手に感づかれてしまったという。」

なお、損害賠償額は引っ越しやホテルへの一時避難にかかった費用。

## 情報公開請求の手順

請求日

### ① 受付

#### 【請求者が来庁した場合】

所管課職員をお呼びしますので、請求者が記入する「請求に係る情報の内容」を確認して請求情報を特定してください。特定後、その場で情報公開課が受理の手続きをします。

#### 【郵送・電子申請・ファクスで請求があった場合】

「請求に係る情報の内容」を確認して請求情報を特定してください。請求内容に疑義がある場合には、所管課が請求者に電話・メール等により確認し、請求情報を特定してください。特定後、情報公開課が受理の手続きをします。

※特定できないほど範囲が広い、曖昧な表現である等、請求者の欲しい情報が分からない場合は、請求時点で請求者に確認し、請求情報をハッキリさせてください。

※この時点で、情報提供とするか情報公開請求とするか判断してください。

請求の翌日から6日以内。やむを得ず延長する場合は翌日から29日以内

### ② 請求情報の確認・確定

受理後、所管課にて請求情報の原本を確認・確定してください。

この段階で「関連する文書が出てきたが、請求対象となるか？」等の疑問が出てきた場合は、請求者に連絡し、確認・確定してください。

請求者に確認した結果、請求内容に変更が生じた場合は、変更の履歴を所管課内で記録しておいてください。

### ③ 公開/非公開の判断

所管課にて、請求情報の公開/非公開を情報公開条例第5条に照らし判断してください。存否応答拒否に該当する場合がありますので、第8条も確認してください。

非公開部分がある場合は、原本の該当ページをコピーし、コピーしたものに黒テープ（情報公開課で貸出可能）を貼ってください。原本が傷むのを防ぐため、原本には黒テープを貼らないでください。

請求された情報の改ざん（付け加え、修正、削除）は禁止されています。

（裏面あり）

#### ④ 公開情報・決定通知書のチェック

公開決定は所管課が行いますが、確認のため決裁前に公開情報及び決定通知書を情報公開課にお持ちいただくことをお勧めします。特に疑義がない場合は必須ではありませんが、後になって修正が必要になるケース(※)が多発しているのご注意ください。

(※)修正が必要となるケースとは、個人情報の黒塗り漏れ(個人情報の漏えい)、黒塗り部分の整合性がない、黒塗りの理由が条例と照らし適切ではない、過去に同様の黒塗りをして不服申出や勧告に発展しているものがある、決定通知書の記載内容に不備がある、等があります。

#### ⑤ 決裁

所管課で起案・決裁をしてください。

##### 【決裁区分】

非公開部分がある場合(不存在、存否応答拒否を含む)：副市長

全部公開：課長

延長決定通知：課長

#### ⑥ 情報公開課へ提出

決裁後速やかに、公印を押した決定通知書、公開情報、公開情報の原本を情報公開課にお持ちください。情報公開課にてスキャンさせていただきお返しします。

決定通知書は所管課から請求者へ郵送してください。(請求者が郵送による公開を希望した場合、情報公開課から発送することがありますので、その場合はお伝えします。)

#### ⑦ 公開の実施

公開方法は請求者の希望により窓口、郵送、インターネットがあります。

窓口で公開する場合は、所管課の担当者が情報公開課に来て、公開情報を渡し、必要に応じて請求者に説明してください。情報公開課で公開情報を用意し、料金の説明も行います。

郵送、インターネットで公開する場合は情報公開課で公開手続を行います。後日、公開情報の内容について質問があった場合には、所管課で対応してください。